

宇治都市計画地区計画の決定（久御山町決定）

都市計画 久御山町市田地区地区計画を次のように決定する。

名 称		久御山町市田地区地区計画	
位 置		久御山町市田祇園田、市田一ノ坪の各一部、市田大領の全部	
面 積		約 11.4ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、京滋バイパス巨椋 IC、第二京阪道路久御山南 IC の周辺地区として、産業集積を促進する区域であり、既に府道八幡宇治線沿道に工場が立地し、地区の大半を占め、市街化区域と連担している。</p> <p>本地区計画では、府道八幡宇治線沿道としての適切な土地利用を誘導し、周辺地域の環境と調和のとれた良好な市街地形成を図る。</p>	
	土地利用の方針	<p>久御山町の産業地として、周辺地域の環境に配慮するとともに、地区内の用途の混在による環境の悪化を防止するため、住宅、店舗、風俗営業施設等の制限を行うことにより、良好な市街地形成を図る。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>良好な地区環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p>	
地区整備計画	地区整備計画の区域の面積	約 11.4ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げるものは建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 店舗、飲食店その他これらに類するもの。ただし、府道八幡宇治線に接し、近隣に就労する者へのサービスを提供する店舗、飲食店は除く。 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 6 項に規定する「店舗型風俗特殊営業」及び同条第 9 項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用に供するもの 4 カラオケボックスその他これに類するもの 5 畜舎
		壁面の位置の制限	<p>計画図表示の敷地境界線から建築物の外壁またはこれに代わる柱の面までの距離は 5m 以上とする。</p> <p>ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下の附属建築物については適用しない。</p>

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

計画図

